

第6回 技能実習機構の役割

2017年11月に施行された改正技能実習法のポイントの一つが、「外国人技能実習機構」の設立だ。私たち監理団体だけでなく、受入施設にも深くかかわる同機構の役割などについて、ここで紹介しておきたい。

同機構の主な業務は、
 ①技能実習計画の認定、
 ②実習実施者・監理団体への報告要求、③実地検査、④実習実施者の届出の受理、⑤監理団体の許可に関する調査、⑥技能実習生に対する相談・援助など。特に注目してほしいのは、①と③だ。まず①では、受入施設が作成する計画が同機構に認定されないと、在留資格

を申請できなくなる。実習生が入国できるよう、計画策定に関しては正確に理解してほしい。また③については、いわゆる監査権を持っているということだ。最近も大手電機メーカーで、実習生に目的外の作業をさせた疑いがあるとして、事業所

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
 専務理事 庄司孝正



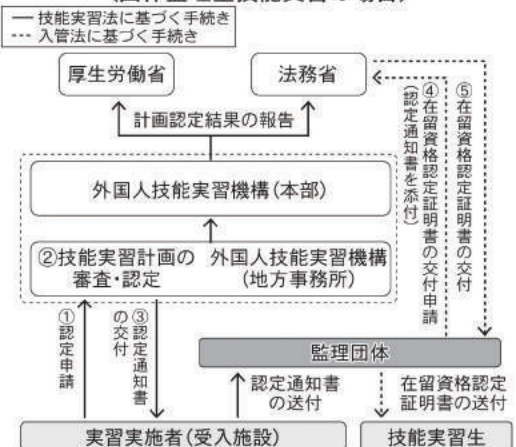
計画認定と実地検査で深い関わり

を検査したとの報道が記憶に新しい。

不正の罰則強化

改正技能実習法では罰則規定が強化された。不法行為があれば受入停止措置が科されるだけでなく、懲役刑や罰金刑に処せられる場合もある。また最近の事例では、実習生を受け入れる前の計画認定の申請中にも拘わらず、機構が施設で調査を行うケースもあるという。そこでは社員が計画を理解しているか、計画通りに設備があるか、計画通りの作業が行われているか、などが確認される。このように同機構は、入国前から実習中まで、不正が行われないよう深く関わっているのだ。私たち監理団体も3カ

技能実習開始までの流れ (団体監理型技能実習の場合)



庄司孝正プロフィール
 ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
 1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。

出典：外国人技能実習機構「技能実習制度運用要領」